

2024年 9月 20日

各 位

東亜石油株式会社

当社京浜製油所への高圧ガス保安法に基づく行政処分について

当社は、経済産業省より「高圧ガス保安法に基づく法令遵守及び保安管理の徹底について（注意喚起）」（20230608保局第3号）が発出されたことを受け、自主的に特別監査を行い、過去に遡って調査を実施した結果、高圧ガス保安法の違反、届出不備や完成検査に不備が確認されたため、監督官庁の指導の下、詳細調査を進めてまいりました。

それらの結果により、本日、経済産業省から、高圧ガス保安法に基づく「認定完成検査実施者」の認定取消し処分、および嚴重注意を受けましたのでお知らせいたします。

認定事業者として、高圧ガス保安法に基づく法令遵守および自主保安管理の徹底が求められる中、このような事態を招きましたこと、ならびに関係者の方々をはじめ多くの方々に、多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、このような事態を二度と繰り返さないよう、全社を挙げて法令遵守の徹底と自主保安管理体制の強化等の再発防止策に取り組み、皆様からの信頼回復に努めてまいります。また、本件に関する経営責任を明確にするため、関係者の処分を行っております。

なお、本件に関する当該設備の安全性は確認しております。

記

1. 行政処分および嚴重注意の内容

- ・高圧ガス保安法に基づく「認定完成検査実施者」の認定の取消し処分
- ・法令遵守及び保安管理の徹底について嚴重注意

2. 行政処分および嚴重注意の理由

下記の高圧ガス保安法違反の事例が認められ、法第39条の12 第1項第6号に規定する認定完成検査実施者の基準に対して保安管理体制の不備がありました。また、遵法意識の不足がありました。

<高圧ガス保安法違反の事例>

- ・一部の設備変更において県知事の許可を受けずに工事実施(同法第14条第1項の違反)

- また、県知事への完成検査記録の届出を行わず当該設備を使用(同法第20条第3項の違反)
- ・設備の軽微な変更工事において県知事への届出が多数未実施(同法第14条第2項の違反)
 - ・一部の保安検査記録の作成及び保存が不足(同法第39条の10第2項の違反)
 - ・設備異常時の措置等を記載した帳簿の保存が一部不足(同法第60条第1項の違反)
 - ・県知事への事故の届出が一部未実施(同法第63条第1項の違反)

3. 再発防止策

全社を挙げて、以下の再発防止策等を行うとともに、出光興産から常勤の取締役および監査役を招聘しガバナンスの強化を図ってまいります。

- (1) 経営トップによる高い保安意識へのコミットメント
- (2) 規程の継続的な改善と周知教育改善
- (3) 工事申請に関する管理・確認体制の見直し(複層的チェック体制の構築)
- (4) 行政報告、不調を含む「異常状態」情報の報告体制の強化
- (5) 法令の理解浸透・教育訓練の強化
- (6) 本社監査の改善・強化
- (7) 認定完成検査組織および認定保安検査組織、並びに各検査管理組織の技量強化と機能の適切化

4. 関係者の処分

当社取締役会において、これまでの経営責任を明確にするため、代表取締役会長の退任、現代表取締役社長について、月額役員報酬の10%を3カ月間自主的に返納すること、および関係役員の処分を行っております。

以上

～ お問い合わせ先 ～
東亜石油株式会社 人事総務部
TEL:044-280-0614
URL:<https://www.toaoil.co.jp>